

同和問題に関する差別事象発生状況報告書

市町村名 琴 浦 町

項 目	内 容
1 発生又は発見日時	平成30年6月11日 午前11時30分頃
2 発生又は発見場所	琴浦町議会第4回定例会一般質問時、於：本会議場
3 差別発言をした者	高塚 勝 議員（質問者）
4 差別発言を受けた者	小松弘明 町長（答弁者）
5 差別事象の内容	<p>本会議中の高塚議員の一般質問で、小松町長に対して、以下のような差別発言と思われる質問（発言）があった。</p> <p>【状況】</p> <p>一般質問中に、『同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱』の条文を読んだ後、</p> <p>【発言内容（抜粋）】</p> <p>○高塚議員：「ここですね。この行政区域というのはわかりますか。どこでしょう。」</p> <p>○町長答弁（略）</p> <p>○高塚議員：「行政区域は、私の質問は、具体的にどこでしょうか、ということですけども、どうでしょう。」</p> <p>との内容の発言があった。</p>
6 そ の 他	<p>【対応として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発言議員に対して、会期中議長や数名の議員から、発言の取消しを行うよう指摘しましたが、議員本人に取消す意思が無く、そのまま定例会は閉会した。 ・ 発言の取消しについては、発言者本人が議長に申し出て、会期中に限り、議長が会議に諮って取消することができます。 ・ 今回の場合、本人に取消す意思がありませんでした。 ・ 発言そのものを削除する事について、閉会後は、何らの措置も講ずることができない。とされています。 <p>【今後考えられる問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発言内容の拡散 ・ TCC等で議会の様子が放映されます。 ・ 議事録（公文書）として残ります。（原則公開文書） （削除することはできません。）

* 位置図 概略図面 現場写真等を添付すること。

高塚 勝議員の一般質問中の発言について

7 経過及び対応

6月11日（月）

本会議2日目一般質問中11時30分頃高塚議員から問題とされる発言あり。

6月12日（火）

数名の議員から高塚議員の発言について、指摘し、発言の取り消しを促す。

6月14日（木）

小椋議長から高塚議員に対しても、発言を取り消しを促す。

6月18日（月）

小椋議長から再度、高塚議員に対して、テープ起こし粗原稿を提示し、発言取り消しを促す。高塚議員は、意思無し。

議長対応として、再度最終日までに取消しの検討を促す。

同日 前田英敏氏から、議事録の開示請求あり。

同日 人権・同和教育課長（長尾課長）からも開示請求あり。

同時に発言取消しについて問い合わせあり。「取消しの動きなし。」と回答。

6月19日（火）・20日（水）休会

長尾課長から、再三にわたり、取消しについて問い合わせあり。

「取り消しの動きなし。」と回答。

6月21日（木）

議会最終日の朝、議長から高塚議員へ最終的に確認される。

取消しの動きないまま 定例会最終日10:00開会～12:23閉会

同日 本会議終了後、前田氏再度来庁される。

議事録（公文書）公開請求の催促に来られる。

未完成のため開示出来ない旨お伝えする。

また、粗原稿（作成途中の資料）については、議運で協議する予定と回答。

同日 人権・同和教育課長からも同様に開示請求あり。同様に回答

また、時系列で記録しておいて欲しいとの依頼あり。

開示請求の「発言内容確認記録」（資料）についての提出先を人権・同和教育課長でよいか確認。

資料の提出先は、人権・同和教育課ということで回答もらう。

6月28日(木)

議運開催⇒今回の問題発言について、議長から発言議員へ発言の取消を促したこと経緯や、議員本人の意思を確認する。

議員本人曰く「自己責任であり、何かあればきっちり説明させていただく。」と主張。

委員会結果：議事録開示について、今回だけ特別扱いはできない。とし、非開示と決定。

7月2日(月)

前田氏再来庁、議運の結果をお伝えする。

同時に、差別事象として、時系列の記録を出すように依頼あり。

7月3日(火)

総務課長と議会事務局と内部協議、開示請求については、総務課で受けて各執行機関へ依頼する流れであるため、総務課預かりとする。

(公文書となった議事録については、原則開示できる資料であるため、開示請求書は不要である。)

7月4日(水)

公文書ではなく資料として開示できないか再度議長と内部協議

「地方議会事務提要」により、議長裁量で出せる事を確認。

結果：議長判断で議事録作成(前の)資料を総務課へ提出。

付帯条件あくまでも「内部資料」として取り扱うことを条件に総務課へ提出。

同日 人権・同和教育課長来庁、「内部資料」として、総務課へ提出している事を伝える。

同時に、先の議運(6/28)の抜粋資料についても提出。

課長からは、「差別事象等対応マニュアル」に基づく「報告書」の提出について依頼あり。

以上

30年5月23日	受・発議第	議長	事務局長	合議	係
	2号				

平成30年6月定例会一般質問通告書

平成30年6月定例議会において、次のとおり一般質問を行いたいのので、許可を得たく琴浦町議会会議規則第61条の規定に基づき通告いたします。

通告日 平成30年5月23日

通告者 高塚 勝 

琴浦町議会議長 小椋 正和 様

番号	質問項目	質問内容(要旨)	答弁者
1	債権回収滞納整理について	<p>① 平成30年3月末の町税等の滞納額が4億3597万3千円あり、債権回収・滞納整理の促進を図るよう、町監査委員からの定期監査報告書の指導事項がある、どの様に対応されるのか。</p> <p>② 総ての債権を一元化し、専門部署を設けて対応すべきでは。</p>	町長 教育長
2	同和対策について	<p>① 同和地区及び同和地区住民に対する固定資産税の減免制度はなぜあるのか、現在では不要と考える、廃止すべきでは。</p> <p>② 文化センターは、福祉事業であるのに何故、教育委員会が担当するのか。又、事業内容も公民館事業やその他の事業との類似事業も多数あり、二重行政ではないのか、事業を見直し、必要なものは一般化すべきでは。</p>	町長 教育長



琴浦町議員による差別事象勉強会

日 時：平成30年11月2日（金）

19時～21時

会 場：東伯文化センター

1 開 会

2 議長挨拶

3 講 演

演 題 「差別事件の現状と課題

～部落差別解消推進法制定をふまえて～」

講 師 近畿大学人権問題研究所 主任教授

（部落解放同盟中央副執行委員長）

北 口 末 廣 さ ん

4 質疑・意見交換

5 閉 会

琴浦町議員差別事象対応状況

- 1 6月定例議会の一般質問において、高塚議員から町長に行った質問の内容に差別発言と認められるものがあった

(発言内容の抜粋)

- * 『同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱』を読み上げた後で、
 - ・「ここですね。この行政区域というのは分かりますか。どこでしょう」
 - ・「行政区域は、私の質問は、具体的にどこでしょう、ということですけども、どうでしょう。」

2 対応状況

- 議会の会期中、議長やその他の議員から発言取り消しの指摘があったが、発言議員にその意思が無く定例会は閉会した
- 差別意識の拡散につながる事が懸念されることから、TCCによる放映内容が議長権限で一部削除されたが、議事録には残ったままとなった
- 部落解放同盟琴浦町協議会による意見交換会を2回実施した
(7月17日・7月26日の話し合いの状況)
 - ・議員が行った質問内容は、県内の差別事象として報告されている『聞き合わせ行為』と同じことであると説明し理解を求めるが、「差別発言をしたとは思っていない」と繰り返す
 - ・同和対策事業を実施している行政区域を私は知らない、町民も疑問に思っているので質問したとも発言している
 - ・議事録が出来て一般に公開されたら、自分の発言を初めから最後まで読んで、自分の質問の意図を理解してほしいと繰り返し、問題を理解しようとする姿勢すら見られない
- 本日の勉強会を受け、意見交換会を再開する予定にしている

部落解放同盟 琴浦町協議会 主催

琴浦町議員による差別事象

勉強会のお知らせ

日時

2018年

11月2日(金)

19:00～

講師

北口末廣氏

(部落解放同盟
中央副執行委員長)

会場

東伯文化センター
大会議室

演題

差別事件の現状と課題
～部落差別解消推進法制定を
ふまえて～

皆さんもご存じのとおり、

今年の6月定例議会において、高塚議員による同和対策事業における『固定資産税減免制度』廃止を求める質問の中で差別発言がありました。この発言を受けて、私たち部落解放同盟琴浦町協議会では高塚議員との意見交換会(糾弾会ではありません)を2回設けましたが、「差別する意図はなかった」と繰り返し、平行線のままです。

そのため、部落差別解消についての正しい認識を持ってもらうためには何が必要かを学ぶための勉強会を企画しました。

公人(議員は準公務員です)である議員が、公の場である議会で(TCCによる放映や議事録としての公開があります)、平気で差別発言をしています。

私たちは自分の事として、自分たちの子や孫の将来にかかわってくる事として(子や孫を守るために)この事と向き合っていく必要があります。

万障繰り合わせて、ぜひ皆さんご参加ください。共に学びましょう!

2019年度部落解放同盟 下伊勢支部定期大会

日時: 5月10日(金) 19:00~
会場: 下伊勢西公民館

注目! 大区役員会主催 福本まり子議員 議会発言についての 説明会

定期大会終了後19:30~行われます

みなさんの知らないところで、大きな問題が起こっています。3月議会で、「固定資産税減免の要綱廃止」の議案が出され、可決されました。これが可決されたということは、「固定資産税の減免制度」の廃止につながります。TCC Plus(12チャンネル)でこの議会の様子が放映されます。◎放映日は以下のとおりです。

採決の様子は、4/25 17:00~、4/27 10:00~ です。

この放映で福本まり子議員の発言をしっかりとご覧ください。この放映をご覧になって、この定期大会に参加してください。

みなさん、現実と向き合いましょう。



境界詐称の動機は何か？

47年間 電柱敷地料のネコババ

現象には原因がある。犯行には動機がある。この理屈で上伊勢問題に迫ると、1978年、中国電力の電柱が設置されると同時に、当時10歳の子ども名義の貯金通帳に電柱敷地料が振り込まれる様になった。47年前からという。この口座は上伊勢の方見神社関係者が管理し、電柱敷地料を神社に寄付と見せかけ、収めさせているという。このネコババを隠す為に境界を動かし、町道の道路敷にしたのが事件の真相で、これがズバリ上伊勢の土地をめぐる争いの核心、事件の「動機」です。

しかし、境界を動かしても電柱敷地料は琴浦町に払われるのではなく、相変わらず当時10歳の名義人の口座に振り込まれ、上伊勢の方見神社関係者の酒食の原資として使われているのでしょう。

これは中国電力にとって、電柱敷地料が長期にわたって「だまし取られていた」ということになります。判決が確定すれば、当然、偽りの境界登記は当局の責任において修正され、登記簿も修正されるでしょうから、中国電力は長年にわたって電柱敷地料をだまし取っていた者に対する告発と共に、本来の地権者に対してキチンと電柱敷地料を支払う義務が生じます。



問題の電柱

高裁判決の特徴

上伊勢の境界確定訴訟の高裁判決が手元に届きました。その特徴を述べてみます。

判決は、控訴した琴浦町に理由が無く、一審の原告には理由がある、と明確です。さらに判決は、一審の判決を高裁が補強し、より確実なものになっていることが大きな特徴です。これでは控訴した琴浦町のメンツは「丸つぶれ」です。

具体的には地籍調査の元となった明治25年図面より20年以上前から門は存在していることや57年7月の母屋建築時の建築確認図も境界位置が合致する。道路台帳に言及して「道路台帳の平面図と合致する」などです。

一方、証人の山崎盛と村岡洋次の証言を全く信用できないと痛烈に批判し、地籍調査の現地立会いや初歩的手続き全般が各所で極めて曖昧かつズサンと断罪され、地籍調査の信頼性が無いことが司法から厳しく指摘されました。

今回のように血税と多大な労力を使い町民と争う役場であっていいのか？ということも厳しく問われています。

文句があれば 裁判して来い!!

今回の境界確定訴訟の起点は山下一郎前町長の「(地籍調査に)文句があるなら、裁判して来い」という一言です。この言葉が出るのは、2013年上伊勢部落から「土地泥棒」といった中傷が聞かれるようになり、7月と9月に町長のいどこに当たるMさんに「現地を見て、調査してください」と懇願したら、初めは「地籍調査は正しい」の一点張り、2回目は「これは部落の問題」、「文句があれば裁判して来い」と突き放しました(甲第41号証「陳述書」「明るい琴浦」2017年12月号外既報)。

2015年11月に山下町長は弁護士4人を立て「係争地は町のもの」と主張する「反訴」に打って出ました。これは税金を使った町民の土地の略奪の明確な意志表示です。

地裁、高裁がはっきり示した今回の判断、町民を提訴に追い込んだ当人はどういった責任を取るのでしょうか。

「確認会」「糾弾会」の法務省通知 「出席すべきではない」

部落解放同盟の基本路線の「確認会・糾弾会」について法務省人権擁護局は通知を出し、「出席すべきではない」、「出席する必要はない」としています。

以下、その理由を紹介します。

- ① 確認・糾弾は、いわゆる被害者集団(部落解放同盟のような)が大人数で呼ばれた者(差別行為を行ったとする者の意味、以下同じ)に対して抗議を行うものであるため、呼ばれた者がこれに異議を述べたり、事実の是非を争うこともできない。
- ② 確認・糾弾会では、呼ばれた者の人権擁護の保証が無い。
- ③ 何が差別かということ、同和団体が主観的な立場から恣意的に判断して、確認・糾弾会の開催を決定している。
- ④ 呼ばれた者に、出席する義務が無いにもかかわらず、部落解放同盟は、直接、間接の圧力をかけ、出席せざるを得ない状況に追い込んでいる。

⑤ 確認・糾弾会は、「同和問題は怖い」という意識を一般に植え付け、人々が日常生活において同和問題に関して自由な意見交換をすることを差し控えさせてしまっている。

琴浦町でも

部落解放同盟は法務省人権擁護局から前述の「通知」が出されていることは「百も承知」です。だから「確認会は意見交換会に」、「糾弾会は説明会」に言い換えて法務省通知の網をかくぐっています。

事実、昨年8月議会の一般質問で高塚議員が固定資産税の同和減免を取り上げ、減免要綱にある「行政区はどこか?」と「聞いたことが差別だ」といって「意見交換会」という擬似確認会を3回も実施しました。

意見交換会といいながら意見交換は行われず平行線の物別れでした。

2019年5月号

明るい琴浦

発行 琴浦町議 青嶋壽宏
住所 琴浦町杉下465(平和)
電話 (0858) 53-1108
FAX 53-1106
携帯 090-2007-0087
Eメールアドレス
t-aogame@mx1.tcbnet.ne.jp

上伊勢境界訴訟 控訴棄却!!

敗訴で問われる 歴代町政の政治責任

注目されていた上伊勢境界確定訴訟の控訴審の判決が4月24日に広島高裁松江支部で下されました。判決は「控訴を棄却する(主文1)」と予想通りのものでした。2013年10月の調停不調から鳥取地裁倉吉支部で始まった町道と町民の宅地の境界争いは地籍調査のやり方を軸に、足掛け6年の歳月を費やし、やっと琴浦町の完全敗訴で幕となりそうです。

26日に開かれた議員を対象にした「町政報告会」で小松町長は敗訴になったと報告し、今後の対応を「上告しない方向で、弁護士や上伊勢部落と相談して決める」と述べました。

琴浦町の「控訴理由」は「地籍調査が誤りなら、住民の大きな不信を招く。信頼がそこなわれる」と述べていますから敗訴で地籍調査の信頼は「地に落ち、信頼が失墜」することになります。また、「電柱敷地料を控訴被告(住民)が受け取っていないから土地の所有の意思が無かった」とも述べており、電柱敷地料をめぐる問題も見逃せません。

いずれにしても、合併前の旧東伯町の米田元町長を皮切りに山下一郎前琴浦町長から現在の小松弘明町長という歴代町長の政治責任が厳しく問われることは避けられません。

町行政のあり方が不正やウソのルツボ 仕打ちの連続 態度が豹変

地権者(池本・中嶋さん-以下同じ)は、宅地を不当に奪われたのですから「不動産侵害罪(刑法第235条2)」で警察への告発による打開の道もあったのですが、行政に期待し、町に要請することで解決を目指しました。

これに対して行政はどう対応をし、高裁までの訴訟合戦になってしまったのか。行政の町民に対する非情な仕打ちの連続を紙上で告発します。

偽りの地籍調査

最初の地籍調査の不正は、地権者の立ち合いを部落幹部の思惑でブロックし、地籍調査推進委員が勝手に打った境界杭を測量、偽りの境界を登記する異様な手段で境界を偽った事が始りです。

米田元東伯町長は地権者からの「国有財産境界確定申請書」を受理し、誤りの修正を試みるが、上伊勢部落の抵抗で先送りになり、そのまま放置しました。

偽りの地籍調査に変化が起るのが合併して琴浦町になっていた2012年の暮れでした。偶然出合った地籍調査係長が「間違っている境界は直せる」と地権者に言うのです。希望の灯が点灯します。

地籍の課長補佐と係長が現地を見て「間違い」といい、建設課長も「おかしいと思っていた」と言ったのに、年が改まると上司の税務課長は「決まったことだ」といつの間違いの修正に待ったをかけます。

上伊勢部落臨時総会

偽造文書を配布

頼んでもいない上伊勢部落臨時総会が2013年7月16日、各戸2名召集で開かれます。議題は部落に権利のない「町有地」の払下げです。

大地籍調査係長も課長補佐と出席し、「地籍調査は正しい」という偽造文書(判決認定)を配布、部落役員の「地権者が土地を前に出している」という説明にひな壇から「うなぎ」地権者が町道にせり出して建物を建てているという印象操作に手を貸しました。

奪った町有地の払下げを、権利の無い上伊勢部落は、投票で可・否を決めるという考えられないことを実行した。しかも耳を疑うのは、払下げを望む当事者の投票権を剥奪した投票だったのです。

まるで「魔女狩り」

投票の結果は、圧倒的多数が払下げに反対し、次善の策として町が提案した払下げが、提案者自身が妨害して頓挫させてしまいました。まるで現代版「魔女狩り」のようです。

そこまでやるの

当時の副区長で推進委員幹部の息子、西川は、「罌を壊せ」、そうしないと「村八分にしてやる」、「非を認め、区長に謝れ」と暴言の限りを尽くし、本人だけでなく家族も極度の不安に追い込んだ。

臨時総会の決定は役場にも持ち込まれ「無理筋」な要求が繰り返された。常態では考えられない「そこまでやるの」といった行為が繰り返されたのでした。

【この深刻な人権侵害の「動機」はB面に記載しています】

琴浦町差別事象対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	主な職名	摘 要
行 政	山口秀樹	副町長	委員長
	小林克美	教育長	
	山田 明	総務課長	
	西村敦朗	赤碕文化センター館長	
	鍋島しのぶ	人権教育推進員	
保育園・こども園	横川恵子	保育園・こども園長代表	
小中学校	浅田倫也	小学校長代表(八橋小)	
	斉木宏寿	中学校長代表(赤碕中)	
部落解放同盟 琴浦町協議会	前田英敏	部落解放同盟琴浦町協議会議長	
	前田利弘	部落解放同盟琴浦町協議会下伊勢支部長	
学識経験者	河上 操	民生児童委員協議会(人権・社会部長)	
	定常みどり	人権擁護委員代表	
	荒益正信	鳥取環境大学非常勤講師 県人権擁護 アドバイザー 県人権尊重の社会づくり 協議会 差別事象検討小委員会委員長	
事 務 局	長尾敏正	人権・同和教育課長	
	武尾美則	人権・同和教育課主査	